

◎新潟県告示第1463号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び糸魚川地域振興局において縦覧に供する。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域の名称

京ヶ峰1丁目（追加）急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱5号と1号を平成22年4月20日新潟県告示第696号で指定した京ヶ峰1丁目急傾斜地崩壊危険区域に沿って結んだ線に囲まれた区域

糸魚川市

蓮台寺浦山

864番 1号

867番 2号

868番 3号

京ヶ峰1丁目

253番23 4号及び5号